



災害時における空調設備等の応急対策の協力  
に関する協定書

山形県

一般社団法人山形県冷凍空調設備工業会



## 災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県冷凍空調設備工業会（以下「乙」という。）は、山形県内において災害等が発生した場合に、空調設備等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、甲が所管する防災拠点及び避難所等の施設及び市町村が所管する防災拠点及び指定避難所等の施設（以下「防災拠点施設等」という。）における応急対策業務が必要と認めるとき、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別な理由がない限り、支援協力を行うものとする。

### （応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）防災拠点施設等への空調機器（可搬式、固定式）の設置
- （2）可搬式発電機の設置
- （3）空調設備等の機能回復
- （4）その他必要と認める業務

### （協力要請の方法）

第4条 甲は、第2条の規定による協力要請を行うときは、「支援協力要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により協力要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、要請があった場合、甲に対し、「支援可能内容等報告書」（様式第2号）により、報告するものとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

### （運搬及び引渡し）

第6条 空調機器の引渡しの引渡し場所は、原則、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、

別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し物資の確認の上、引渡を受けるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村等に代行させることができるものとする。
- 4 甲は、第1項の引渡場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条の規定による応急対策業務を実施したときは、「応急対策業務実施報告書」(様式第3号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第8条 第3条に基づいて実施した応急対策業務に要する費用は、甲又は甲から支援を受けた市町村が負担するもの(以下「甲ら」という。)とする。
- 2 前項の経費の算定は、災害等が発生する直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

- 第9条 甲らは、乙から第7条の「応急対策業務実施報告書」が提出されたときは、甲らが負担する費用について、必要な予算措置を講じるものとする。
- 2 乙は、甲らが必要な予算措置を講じた後、甲らに対し、支払いを請求するものとする。
  - 3 甲らは、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、要請等を円滑に行うために、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知する。また、連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月17日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村美栄子



乙 山形県山形市近田84-2  
一般社団法人山形県冷凍空調設備工業会  
理事長 大竹直



ものとす

若するも

報告書

をけた市

とび乙が

が負担

た日か

責任者

とする。  
意思表

、甲乙